

環境省ロゴマーク使用規程

令和元年 8 月 26 日

改正 令和 3 年 1 月 21 日

改正 令和 5 年 1 月 25 日

改正 令和 7 年 1 月 22 日

広報委員会決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、環境省ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、大臣官房総務課広報室が行う。

(コンセプト及び仕様等)

第 3 条 ロゴマークのコンセプト及び仕様等については、別紙に掲げるものとする。

(使用の制限)

第 4 条 環境省の職員以外の第三者は、次に掲げる場合を除き、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が環境省に関する報道を目的として使用する場合
- 二 環境省からの依頼を受けて製作する資料や物品等に使用する場合
- 三 環境省との契約に基づき実施する事業等において製作する資料や物品等に、環境省が主体者であること、又は環境省との契約に基づくことを表示するために使用する場合
- 四 環境省又はその職員が共催又は参加、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、環境省又はその職員が共催又は参加、後援、協賛、協力等を行うことを、又は環境省補助事業において取得した財産や当該財産についての説明資料に、環境省補助事業の対象であることを表示するために使用する場合
- 五 国の行政機関が実施する事業等において製作する資料・物品等に使用する場合
- 六 環境省ロゴマークを使用して環境省ホームページにリンクさせる場合
- 七 その他環境省の広報活動に資する場合であって、大臣官房総務課広報室長（以下「広報室長」という。）が使用を認めた場合

(内容の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

- 一 国民の利益を害するおそれがある場合
- 二 営利を主たる目的とする場合
- 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、広報室長が不適切と認めた場合

(申請)

第6条 環境省の職員以外の第三者が、第4条第7号の規定によりロゴマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前（土・日曜日及び祝祭日を除く。）までに、環境省ロゴマーク使用申請書（様式1）を広報室長に提出しなければならない。

- 2 広報室長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、環境省ロゴマーク使用承認書（様式2）により通知するものとする。
- 3 広報室長は前項の環境省ロゴマーク使用承認書を通知する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付することができる。

(使用目的等の変更)

第7条 第4条第7号の規定によりロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が、広報室長より認められた使用目的等を変更する場合は、変更する日の10日前（土・日曜日及び祝祭日を除く。）までに、環境省ロゴマーク使用変更申請書（様式3）を広報室長に提出しなければならない。

- 2 広報室長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、環境省ロゴマーク使用変更承認書（様式4）により通知するものとする。
- 3 広報室長は前項の環境省ロゴマーク使用変更承認書を通知する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付することができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第6条第1項又は第7条第1項に基づき申請した使用目的等のみに使用すること。
- 二 使用者は、広報室長の求めに応じ、使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。
- 三 使用者は、「環境省ロゴマークのコンセプト及び仕様等」に基づき、ロゴマークの大きさの比率及び位置関係、配色を必ず守ること。

(使用の差し止め)

第9条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、広報室長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- 一 この規程に違反して使用した場合
- 二 第6条第1項又は第7条第1項に基づき提出された申請書に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、広報室長が不適切と認めた場合

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(ロゴマークに関する権限)

第11条 ロゴマークに関する一切の権限は、環境省に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第12条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、環境省は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規定の改定)

第13条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

この規程は、令和元年8月26日から施行する。

環境省ロゴマーク使用規程（平成13年2月26日 広報委員会決定）は廃止する。

(附則)

この規程は、令和3年1月21日から施行する。

(附則)

この規定は、令和5年1月25日から施行する。

(附則)

この規定は、令和7年1月22日から施行する。

(様式1)

環境省ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

環境省大臣官房総務課広報室長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

※押印不要

環境省ロゴマークを使用したいので、関係資料を添えて申請します。

記

1. 使用目的
2. 使用媒体（HP に使用する場合は、URL を記載すること。）
3. 使用期間
4. 連絡先（所属、氏名、電話番号）

（添付書類）

1. 使用方法が分かる書類
2. その他必要と思われる書類

(様式2)

環境省ロゴマーク使用承認書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

環境省大臣官房総務課広報室長
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付け文書をもって申請のあった環境省ロゴマーク使用申請について、環境省ロゴマークを使用することは、差し支えありません。使用に当たっては、下記の条件を付します。

記

1. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
2. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

環境省大臣官房総務課広報室
連絡先：03-5521-8213
担当官氏名：

(様式3)

環境省ロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日

環境省大臣官房総務課広報室長 殿

(申請者)

住所

名称

代表者

※押印不要

令和 年 月 日付け文書番号をもって承認を受けた環境省ロゴマーク使用について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項（使用目的、使用媒体、使用期間等）

2. 変更内容

（変更前）

（変更後）

3. 連絡先（所属、氏名、電話番号）

（添付書類）

1. 必要と思われる書類

(様式4)

環境省ロゴマーク使用変更承認書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

環境省大臣官房総務課広報室長
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付け文書をもって申請のあった環境省ロゴマーク使用変更申請について、変更内容に差し支えありません。使用に当たっては、下記の条件を付します。

記

1. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
2. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

環境省大臣官房総務課広報室
連絡先：03-5521-8213
担当官氏名：